

太田市保育園児童の費用徴収に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和7年12月16日

太田市長 穂積昌信

太田市規則第110号

太田市保育園児童の費用徴収に関する規則の一部を改正する  
規則

太田市保育園児童の費用徴収に関する規則（平成17年太田市規則  
第105号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「保育園利用者負担額過誤納金充当通知書（別記  
様式）により」を削る。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（手続の様式）

第5条 前条ただし書の通知の様式は、市長が別に定める。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。